

令和8年度 水委水委第111-6号
配水管路敷等除草業務委託

特記仕様書

大分県企業局

第 1 章 一 般 事 項

1 業務概要

- (1) 業務場所 工業用水道施設 大分市大字下判田 外 ※添付図面参照
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日 ～ 令和 8年 12月 25日
- (3) 着手時期 年2回施工部 6月上旬、8月下旬～9月上旬に実施
年3回施工部 6月上旬、8月上旬、10月上旬に実施
年4回施工部 6月上旬、7月上旬、8月上旬、10月上旬に実施

2 業務目的

本業務は、施設の美観維持と環境管理を目的とし、適切な除草作業を行うことで、安全性を確保し、適切な維持管理に寄与するものである。

3 適用範囲

- (1) 本仕様書は、大分県企業局が委託する「令和8年度 水委水委第 111-6号配水管路敷等除草業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。
- (2) 本工事の施工に当たっては、この特記仕様書によるほか、下記の各項に基づき実施しなければならない。
 - ア 土木工事共通仕様書(令和7年10月)
 - イ 土木工事の施工管理基準及び規格値 (令和8年4月)※土木工事共通仕様書等は、大分県ホームページ内に掲載している。
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18720>)

4 業務履行中の安全確保

調査実施にあたっては関係法規を遵守するとともに、特に道路上の作業時には、交通整理員や安全設備などを設置して、作業中の安全に留意しなければならない。

5 業務(施工)計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに業務(施工)計画書を提出すること。
なお、本業務は維持工事等簡易な工事と見なし、工事書類簡素化の手引きに基づき、業務(施工)計画書の記載内容の一部を省略してもよい。
(土木工事共通仕様書 共通-6 1-1-4 施工計画書 参照)

6 段階確認

受注者と監督員立会のもと、段階確認する内容は下記のとおりである。なお、段階確認状況を後日、書面にて提出すること。

- 草刈り面積の確認 確認方法:設計図面との現地の照合 時期:草刈り着手前
- 草刈り完了状況の確認 確認方法:現地出来映えの確認 時期:草刈り完了後

7 業務実施時期の変更及び追加業務

本業務は業務(施工)計画書の業務工程のとおりに業務を実施するが、現場条件や気象状況等から監督員より指示を受ける場合があるため、現地対応や必要書類について監督員の指示に従うこと。

8 緊急時の措置

受注者は、本業務中に事故等が発生した場合は、直ちに応急措置をとるとともに、監督員へ報告し、指示に従うこと。この場合は災害事故報告書等の書面を提出すること。

また、監督員は本業務に関連し、必要と認められた場合に緊急対応指示を行うため、指示内容を把握の上、速やかに対応し、結果を書面で提出すること。

9 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

(実施要領公表場所 <https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/weeklystance.html>)

10 疑義

業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

11 賃金の変動に基づく契約金額の変更

本業務は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項(賃金スライド条項)を適用する業務である。

(賃金スライド運用マニュアル公表場所 <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20010/itaku-chingin.html>)

賃金スライド関係様式公表場所 <https://www.pref.oita.jp/site/kigyokyoku/sonotaitaku.html>)

第 2 章 特 記 事 項

1 業務工程の調整

本業務の草刈時期については第 1 章1(3)によるが、雑草の繁茂状況により時期の調整を行うため監督員の指示に従うこと。

2 関係機関との協議

本業務の履行にあたり、関係機関との協議の結果、各種申請が必要となった場合は遺漏なく申請を行い、その結果を監督員へ報告すること。

3 側溝内の落葉除去(別図1-3、別図 13-1)

側溝内に落葉が堆積し、排水不良が生じるため、草刈り作業の際に併せて除去すること。

4 安全対策

過年度の本業務において、以下の危険作業を確認しているため、業務計画書の安全管理に対策方法を記載すること。

- (1) 沿道や宅地沿い、墓地沿い等において、飛び石によるトラブルが発生した。

対策案:飛び石防護を必ず実施。

- (2) 河川法尻を正面に前屈みで無理な体勢のまま草刈機を使用。(別図 10、11、12)

対策案:胴長を使用して、安全な体勢で作業を行う。

- (3) 脚立を梯子(支えの補助あり)として利用し、登った状態で草刈り機を使用する。(別図 10)

対策案:脚立を梯子状態で使用しない。不安定な状態で草刈り機を使用しない。

- (4) 電線ケーブルが地上露出で配線されている周辺で草刈機の使用。(別図 3)

対策案:電線ケーブル配線位置を作業員へ周知、また鎌の使用で草刈りの実施。

5 廃棄物の分別

本業務において、ごみ処理施設へ搬出する前には必ず一般廃棄物と廃プラ等の分別を適切に実施すること。廃プラ類があれば、別途土嚢袋等に入れ、混合するのを防ぐこと。

6 諸条件

作業日は原則として土日、祝日を除く平日とし、作業時間は 8:30～17:00 までとする。

なお、お盆期間において道路上作業は行わないこと。工事看板は別紙を参照のこと。

7 その他

本業務箇所の現地において、異常な状況(湧水や亀裂、他者の立ち入り等)が確認された場合また地元要望や苦情を受けた場合は速やかに監督員へ報告し、指示を受けること。

設計図書に定めのない事項については、監督員と協議して定めるものとする。

積算条件説明書

積算条件説明書は、予定価格を算出する上で発注者が想定している施工方法や仮設工、使用機械などのうち、任意仮設や任意施工として取り扱うものについて、入札参加者へ周知するものである。

積算条件説明書は設計図書ではないため、本書に記載された事項については受注者に対する契約事項とはならない。ただし、現地条件の違いなどが無い限り、設計変更の対象としない。

【諸経費関係】

- 建設技能労働者や交通誘導警備員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費(法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等)が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

【単価関係】

- 本設計書の単価適用日は令和8年4月15日としている。なお土木工事積算単価は大分県H.Pで公表している。
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tanka.html>)

【再資源化施設等への運搬及び処理条件】

- 本工事により発生する一般廃棄物(刈草)は、再資源化施設等へ運搬することとする。なお処分条件は、積算上下記のとおりとしている。

- | | | | |
|----------|--------|---------------|------------------|
| (1) 受入場所 | (施設名称) | 佐野清掃センター | 大分市大字佐野3400番地の10 |
| (2) 運搬距離 | | 11.5 km以下(片道) | |

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責めによるべきものではない事項についてはこの限りではない。